

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定  
都市計画の変更

(用地課) 六〇三  
(都市政策課) 六〇五

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数  
設立届が提出された政治団体の名称等の公表  
政治団体の異動事項の公表  
解散届が提出された政治団体の名称等の公表  
指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表  
指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 六〇六  
(同) 六〇七  
(同) 六〇八  
(同) 六〇九  
(同) 六〇九  
(同) 六〇九  
(同) 六一〇

### 公示

落札者等に関する公示  
大垣都市計画の図書の縦覧  
岐阜都市計画の図書の縦覧

(総務事務センター) 六一〇  
(都市政策課) 六一〇  
(同) 六一一

## 告示

第二千八百十三号

平成二十二年九月十七日

(金曜日)

岐阜県告示第五百四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年九月十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 起業者の名称  
恵那市
- 二 事業の種類  
(仮称) 恵那市浪漫ひろば整備事業(以下「本件事業」という。)
- 三 起業地  
1 収用の部分  
岐阜県恵那市明智町字石坪地内
- 2 使用の部分  
なし
- 四 事業の認定をした理由  
1 法第二十条第一号の要件への適合性について  
申請に係る事業は、地方公共団体である恵那市が事業主体となり、岐阜県恵那市明智町石坪地内に広場を整備するものであり、法第三条第三十二号に該当すると認められる。  
したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者は、本件事業において、既に財源措置を講じており、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

恵那市は岐阜県の南東に位置し、美しい山や川に囲まれた市である。また、同市の南部に位置する恵那市明智町（以下「本地域」という。）は、緑豊かな自然に囲まれた地域であり、また「日本大正村」というボランティアによるまちづくりが注目され、多くの来訪者が訪れる地域でもある。

恵那市では、総合計画に基づき「身近に親しまれる憩いの場」として誰もが集える魅力ある公園・緑地の整備を進めている。これは市民意識調査により、公園整備について、十分と感じている住民は少なく、身近な公園や憩いの場の整備を望む意見が多いことが判明したからである。特に、本地域においては、恵那市が整備した誰でも利用することができる公園がないこともあり、本地域住民を対象としたアンケートにおいて、本地域の嫌いなところとして「公園等遊び場が少ない」を選択した住民が多いことから、公園・緑地に対する不満が高く、本地域に公園・緑地など憩いの空間の整備が急がれている。また、起業地周辺には避難場所として指定されている場所が「一カ所しかなく、有事の際の住民の安全の確保に不安がある。」

そこで、本件事業は、総合計画を遂行するため策定された、本地域住民が計画づくりから参画した都市再生整備計画の一環として整備するものである。

本件事業の完成により、市民生活に潤いと安らぎをもたらす憩いの場、学校や各種団体が日頃の成果を披露する場、イベント等の開催により本地域住民同士や本地域住民と来訪者が共に集い交流できる場が整備され、公園・緑地など憩いの場の整備を望む住民の意見にこたえることができることから、本地域住民の居住満足度を向上させることが期待されるとともに、本地域住民と来訪者を含む他の地域の者との交流の場としての活用により地域間交流が生まれることから、本地域の活性化につながることを期待される。加えて、有事の際の避難場所を確保することにもなる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で調べたところ、起業地近隣の土壌について、一部基準値以上の特定有害物質の土壌溶出が確認されたが、対策を講ずることにより、環境に与える影響は少ないものと予測されている。したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業者によると、本件起業地に文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財や希少な動植物の存在は確認されておらず、失われる利益は小さいと考えられる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、明智町中心市街地との近接性、交通の利便性、起業地の規模、事業費等を考慮して選定した三つの候補地について、社会的条件、経済的条件、技術的条件から総合的に検討した結果、本起業地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、本地域には、恵那市が整備した誰でも利用することができる公園がないこともあり、公園・緑地に対する不満が高いこと、有事の際の市民の安全の確保に不安があることから、早急に施行されるべき事業と認められる。(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性  
本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめら

れていることから、収用の範囲は合理的であると認められる。  
したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から 4 までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

恵那市役所建設部まちづくり事業課

岐阜県告示第五百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

関都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び関市建設部都市計画課

岐阜県告示第五百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

美濃都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに美濃市建設部都市整備課及び関市建設部都市計

画課

岐阜県告示第五百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

恵那都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び恵那市建設部都市整備課

岐阜県告示第五百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項

の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類
  - 古川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
  - 都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
  - 岐阜県都市建設部都市政策課及び飛騨市基盤整備部都市整備課

岐阜県告示第五百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類
  - 神岡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
  - 都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
  - 岐阜県都市建設部都市政策課及び飛騨市基盤整備部都市整備課

### 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十一条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十二年九月十七日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

- 1 平成22年9月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,691,189人
- 2 総数の50分の1の数 33,824人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 348,532人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数（人）	3分の1の数（人）
岐阜市	335,452	111,818
大垣市	145,243	48,415
高山市	77,091	25,697
多治見市	93,600	31,200
関市	73,982	24,661

中 津 川 市	67,805	22,602
美 濃 市	19,196	6,399
瑞 浪 市	32,389	10,797
羽 島 市	54,511	18,171
恵 那 市	44,949	14,983
美 濃 加 茂 市	39,734	13,245
土 岐 市	50,279	16,760
各 務 原 市	117,759	39,253
可 児 市	93,273	31,091
山 県 市	24,582	8,194
瑞 穂 市	38,851	12,951
飛 騨 市	22,971	7,657
本 巢 市	42,487	14,163
郡 上 市	38,301	12,767

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
あらい信一後援会	荒井信一	山下英一	高山市江名子町5211 3
石井浩二後援会	山田圭造	石井明美	岐阜市高尾町1 3

下 呂 市	30,621	10,207
海 津 市	31,711	10,571
羽 島 郡	36,383	12,128
養 老 郡	26,398	8,800
不 破 郡	29,535	9,845
安 八 郡	19,926	6,642
揖 斐 郡	58,923	19,641
加 茂 郡	45,237	15,079

岐阜県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十二年九月十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

板津ひろゆき後援会	板津博之	板津幹子	可児市羽生ヶ丘4 15
恵那市渡辺たけゆき後援会	水野正敏	森益基	恵那市長島町中野大崎区整理27街区4画地
国枝慎太郎後援会	杉原常男	松浦基夫	揖斐郡大野町大字加納757 3
近藤のぼる後援会	溝口守	溝口守	可児市下切2103
高橋まさひこを育てる会	高橋政彦	原尾勝	岐阜市平和通り2 7 1
戸田よしのり後援会	戸田吉律	戸田和子	美濃加茂市森山町3 5 57
富田しげき後援会	富田成輝	富田桂子	可児市今渡941 7

岐阜県選挙権者数報告書第八十四号

岐阜県選挙権者数報告書第八十四号(昭和三十二年法律第九十四号)第七條第一項の規定により、  
 岐阜県選挙権者数報告書第八十四号(昭和三十二年法律第九十四号)第七條第一項の規定により、  
 因本の選挙権者の数値が提出されたのび、国法第七條の二條一頁の規定により、  
 選挙権者数のみならず知事のみ。

平成二十二年九月十七日

岐阜県選挙権者数報告書  
 昭和三十二年九月十七日

政治団体の名称	興動事項	新	旧
自由民主党加茂郡支部	代表者	板津徳次	渡辺猛之
	主たる事務所の所在地	加茂郡富加町羽生 1463 2	加茂郡川辺町比久 見63 1
自由民主党岐南町支部	代表者	小野木政則	小出悦司
	主たる事務所の所在地	羽鳥郡岐南町三宅 9 97	羽鳥郡岐南町徳田 9 52
自由民主党岐阜県看護連盟支部	代表者	山口絢子	山口斗織子
	会計責任者	小原万千子	森咲子

民主党岐阜県参議院選挙区第3総支部	代表者	園田康博	熊田全孝
民主党岐阜県総支部連合会	代表者	渡辺嘉山	伊藤正博
恵那市渡辺たけゆき後援会	主たる事務所の所在地	恵那市長島町正家 1 1 25	恵那市長島町中野大崎区整理27街区4画地
加納有輝彦後援会	主たる事務所の所在地	多治見市菅羽町3 12	多治見市菅羽町3 11
岐阜県看護連盟	代表者	山口絢子	山口斗織子
キウキウクラブ	代表者	小原万千子	森咲子
国井忠男を育てる会	代表者	長沼佳恵	河合羊子
小見山幸治後援会	代表者	森田伸宏	鷺見茂生
佐藤ゆかり岐阜県後援会	代表者	棚橋功史	熊田全孝
関市武藤容治後援会	代表者	藤智	棚橋功史

高山市医師連盟	代 表 者	山 下 明	加 藤 邦 二
	会 計 責 任 者	垣 内 晃	齋 藤 章
未来改革幸山会	主たる事務所の所在地	高山市天満町370	高山市花里町1178
	会 計 責 任 者	棚 橋 功 史	熊 田 全 孝
柳ヶ瀬商店街政治連盟	会 計 責 任 者	福 井 雅 一	土 屋 喬 洋

岐阜県選挙管理委員会告示第八十五号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体総務課が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり表示する。

平成二十二年九月十七日

岐阜県選挙管理委員会  
 委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
自由民主党本巣支部	後 藤 寿太郎	浅 野 英 彦	本巣市金原214	平成22年8月31日	政党の支部	自由民主党本部	一以上市町村区域等
フキ政経研究会	藤 沢 昭 男	浅 野 隆 士	岐阜市村里町22	平成22年9月7日			
河合辰男後援会	馬 場 政 成	河 合 富士男	郡上市美並町白山387 6	平成21年12月10日			
羽島市武藤容治後援会	岩 田 伸 雄	大 島 秀 男	羽島市竹鼻町狐穴965 1	平成21年12月25日			
湯上芳美後援会	森 守 守	中 谷 芳 孝	岐阜市下鵜飼1711 24	平成22年8月20日			

岐阜県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり表示する。

平成二十二年九月十七日

岐阜県選挙管理委員会  
 委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
荒井 信一	高山市長	あらい信一後援会	高山市江名子町5211 3	荒井 信一
高橋 政彦	岐阜市議会議員	高橋まさひこを育てる会	岐阜市平和通り2 7 1	高橋 政彦
雷田 成輝	可見市長	雷田しげき後援会	可見市今渡941 7	雷田 成輝

岐阜県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十二年九月十七日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
藤沢 昭男	岐阜市議会議員	フキ政経研究会	岐阜市村里町22	藤沢 昭男

### 公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 人事給与システム関連機器等の賃貸借及び維持管理業務  
委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

- 4 契約の相手方を決定した日 平成22年9月1日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都港区西新橋2丁目15番12号  
日立キャピタル株式会社  
執行役 川部 誠治

6 契約金額 67,401,306円

- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
部局の名称 岐阜県総務部総務事務センター  
所 在 地 岐阜市鼓田南2丁目1番1号

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十二年法律第四号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
大垣都市計画地区計画 大明神地区地区計画
- 二 縦覧場所  
岐阜県都市建設部都市政策課及び安八町総務部地域政策課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十二年法律第四号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
大垣都市計画地区計画 中須地区地区計画



二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び安八町総務部地域政策課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画地区計画 牧地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び安八町総務部地域政策課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び安八町総務部地域政策課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同

法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画地区計画 犀川地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び安八町総務部地域政策課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画道路

3・5・602号 高屋芝原線

3・5・604号 高屋加茂線

3・5・605号 高屋勅使柱本線

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び北方町都市環境農政課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

